

## 第7章 市役所の取組

### 第1節 地球温暖化防止への取組（緩和策）

#### 1 趣旨

本市自らが、市内有数の温室効果ガス排出事業者であること等を踏まえ、「本計画」第5章「地球温暖化防止への取組（緩和策）」で掲げた市域全体の中期目標及び短期目標の達成を図るため、率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、本市自らの取組により、市民、事業者等の行う自主的な取組の促進を図ります。

#### 2 これまでの取組と今後の課題

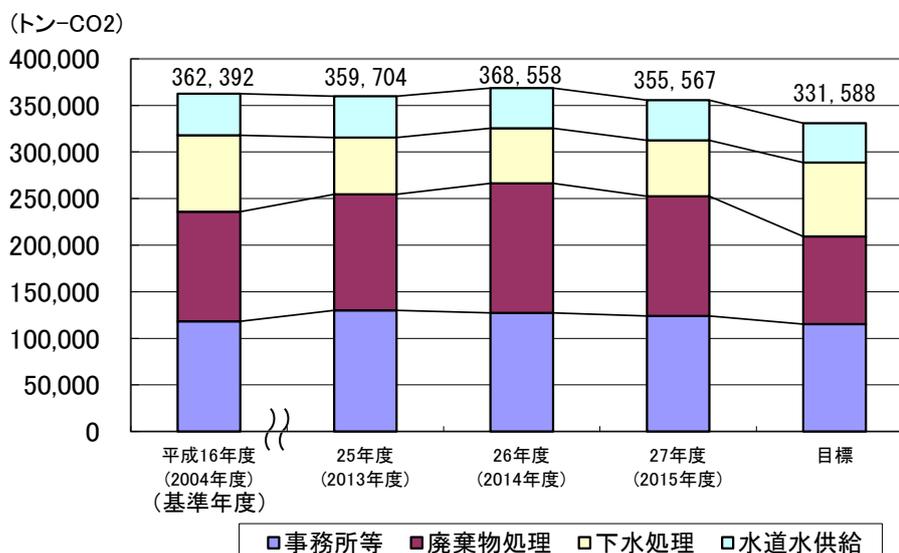
本市は、事務・事業等から排出される温室効果ガスを事業の特性から、一般的な事務所機能である市役所本庁舎や各区役所、市民利用施設等の「市の事務・事業に係る事務所等からの排出」と、本市の都市機能を維持し、市民の暮らしや営みに欠かせない、廃棄物処理事業の「廃棄物の処理(焼却・埋立)に伴う排出」、下水道事業の「下水の処理に伴う排出」、水道事業の「水道水の供給に伴う排出」の四つの部門に区分して管理しています。

「旧市役所実行計画」では、「基準年度（平成16年度）の排出量を8.5%削減する」という目標を掲げて、日常業務における省エネ行動をはじめ、市有施設の新增築・改修時における省エネ効果の高い設備機器の導入や、廃棄物発電の拡大、下水汚泥の100%リサイクル、太陽光発電設備の導入等の様々な取組を進めてきました。

しかしながら、ごみの焼却量が増加傾向にあることや、経費の面から老朽化した設備等の更新が進まなかったこと等により、目標達成には至りませんでした。

こうしたことから、今後は、市民、事業者等へのごみの減量・リサイクルの働き掛けをはじめ、省エネ行動の推進や省エネ効果の高い設備等への更新、太陽光発電システムの導入等を、より一層図っていく必要があります。

図表 7-1 市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の推移



## 第7章 市役所の取組

### <参考：市有施設の建築状況と高効率な機器・設備等の導入状況>

市有施設のうち、ハコモノ資産※（建物）として整理された施設は、平成24年度（2012年度）末現在で3,258施設あり、下図のとおり、昭和40年代～50年代の20年間で全体の約5割（222万㎡）の建物が建築されており、築30年以上の建物が全体の約56%を占めています。

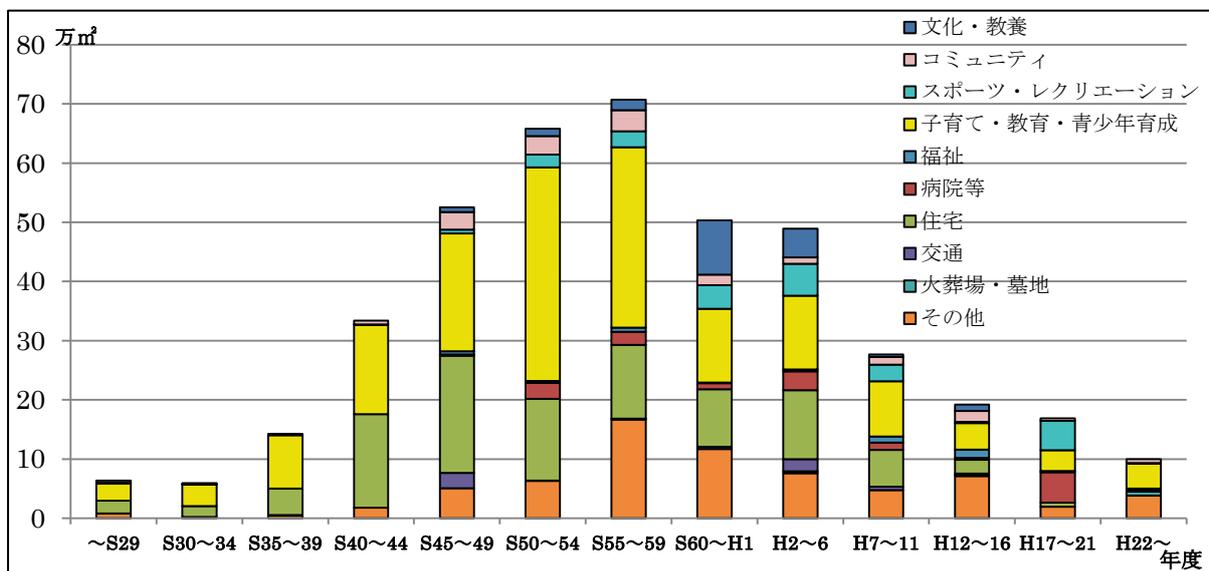
また、施設のエネルギー使用量に占める割合の大きい照明器具、空調設備、給湯設備のうち、照明器具については、特殊な照明器具を除き、いわゆる直管型蛍光灯を備えた施設のうち約9割が、経費負担等の理由から、省エネ効果の高いLED照明への更新をしていません。

空調設備や給湯設備についても、法定耐用年数（15年）を超えた設備を有する施設が、それぞれ約7割、約8割を超えており、設備の運用改善だけでは高い省エネ効果が得られない状況になっています。

こうしたことから、今後、施設の老朽化に伴う改修等に合わせ、計画的に照明設備や空調設備等を更新するとともに、施設を更新する際には、将来を見据え、ZEB等の革新的な省エネ技術を用いた低炭素な建物とすることが求められています。

さらに、本市が所有する公用車1,588台については、電気自動車等の次世代自動車の導入率は約23%です。また、購入から10年以上を経過した公用車は、特殊車両等（消防車等423台）を除き、5割近くを占めており、計画的に次世代自動車へ更新していく必要があります。

※「ハコモノ資産」とは、文化、スポーツ、福祉などの行政サービスを提供するための機能が付与された施設で本市が設置したものをいいます。



（出典：広島市ハコモノ白書）

3 市役所の取組における基本的事項

(1) 対象とする施設の範囲等

「旧市役所実行計画」では、自らの事務・事業から排出される温室効果ガスの算定に当たって、直営施設のみを対象として算定してきましたが、地方公共団体実行計画（事務・事業編）を策定する際に参考とするよう環境省が定めた「地方公共団体実行計画（事務・事業編）策定・改訂の手引き（平成26年作成）」（以下「手引」という。）では、指定管理者制度導入施設等も対象としており、対象施設に差異が生じていました。

このため、「本計画」の策定を機に、手引の対象施設に合わせることとし、図表 7-2のとおり、指定管理者制度施設等を対象とする一方で、平成22年（2010年）4月1日に地方独立行政法人化した広島市立大学や、平成26年（2014年）4月1日に地方独立行政法人化した広島市立病院機構を対象外とします。

図表 7-2 「旧市役所実行計画」と「本計画」の主な対象施設の比較（○：対象、×：対象外）

管理形態等	主な施設	旧計画	本計画
直営施設	広島市役所本庁舎、各区役所、学校施設	○	○
地方独立行政法人	広島市立大学、広島市立病院機構（広島市民病院等4病院）	○	×
指定管理者制度施設	公民館、各区区民文化センター、平和記念資料館、市民球場	×	○
管理委託施設	下水ポンプ、広島原爆養護ホーム	×	○
貸付施設	集会所、広島市シルバー人材センター	×	○

(2) 廃棄物発電等の発電量の取扱い

市役所自らが廃棄物発電等で発電した発電量については、人や自然にやさしいエネルギーの導入推進という観点から、市の率先行動としての意義が大きいため、毎年度、温室効果ガス排出量とあわせて公表します。

また、自家消費しなかった余剰電力については、温室効果ガスの削減効果として、毎年度の温室効果ガス排出量の算定に加えます。

図表 7-3 廃棄物発電等の発電量及び売電量の推移（単位:kWh）

	平成25年度(2013年度)		平成26年度(2014年度)		平成27年度(2015年度)		備考
	発電量	余剰電力量	発電量	余剰電力量	発電量	余剰電力量	
廃棄物発電	84,827,370	34,869,672	85,620,980	37,143,144	84,527,010	33,880,580	清掃工場
消化ガス*発電	1,316,910	0	2,263,070	0	1,665,370	0	水資源再生センター
太陽光発電	460,681	17,979	462,128	28,780	417,668	55,768	学校施設等
ハイブリッド発電* (太陽光・風力)	268	0	253	0	250	0	浄水場
風力発電	38	0	29	0	44	0	清掃工場
合計	86,605,267	34,887,651	88,346,460	37,171,924	86,610,342	33,936,348	

(注) 余剰電力量は、市が所有する学校施設全てが賄える量に相当します。

4 削減目標

(1) 目標の設定

本市としては、市内で有数の温室効果ガス排出事業者であることや、本市の率先行動により市民、事業者等の取組を促すことが重要であることを踏まえ、短期目標については、第5章第2節「温室効果ガス排出量の削減目標」で掲げた市域全体の短期目標を上回ることを目指して設定します。

また、中期目標については、市域全体の中期目標に合わせることにします。

図表 7-4 削減目標

区分	基準年度	目標年度	削減目標	
			市域全体	市役所
短期目標	平成25年度 (2013年度)	平成32年度 (2020年度)	▲5%	▲5.1%
中期目標	平成25年度 (2013年度)	平成42年度 (2030年度)	▲30%	▲30%

(2) 目標達成に必要な温室効果ガス削減量

短期目標年度である平成32年度（2020年度）までの間における本市の事務・事業等から排出される温室効果ガス排出量の見込みは、このまま追加的措置を講じなければ、全市域から排出されるごみ量の増加や、学校施設の普通教室等への計画的な空調設備の整備等により、基準年度である平成25年度（2013年度）と比較し、「約2万3千トン」の増加、率にして「5.9%」の増となります。本市が目標達成のために必要な排出量の削減量は、図表 7-5のとおりとなります。

なお、中期目標年度である平成42年度（2030年度）までの間については、本市の長期ビジョンである総合計画「広島市基本構想、第5次広島市基本計画<2009-2020>」の計画期間が平成32年度（2020年度）までであり、これ以後の計画が未定であることから、算定しないことにします。

図表 7-5 短期目標とその目標達成に必要な温室効果ガス排出量 (単位：トン-CO2)

区分	平成25年度 (2013年度) 【基準年度】	目標排出量 【目標：▲5.1%】	平成32年度 (2020年度)	必要な削減量 (目標との差)
温室効果ガス総排出量	393,539	373,393	416,803 (5.9%)	43,410

(注) 表中の( ) 下記は基準年度からの伸び率です。

<参考：平成32年度（2020年度）までの主な温室効果ガス増減要因>

- ・ 市域から排出されるごみ量の増加 約16,000トン
- ・ 下水処理量の増加 約4,600トン
- ・ 学校施設の普通教室等への計画的な空調設備の整備等による増加 約2,600トン
- ・ 施設の新設又は廃止 約1,200トン
- ・ 水道水供給量の減少 ▲約1,100トン

5 取組方針

本市としては、温室効果ガス排出量の削減を図るためには、職員一人一人の取組がまずもって重要であることから、引き続き、後述する「広島市環境マネジメントシステム」により全庁体制の下で、省エネルギー対策に努めます。

また、限られた財源の中で、効果的に温室効果ガス排出量の削減を図っていくためには、「仕組み」を変えていくことが重要です。

これまで、環境負荷低減に資する製品・サービス（以下「環境物品等」という。）の購入等を進めるグリーン購入法（※1）に基づき作成した「広島市役所グリーン購入方針」や、市有建築物に高効率の照明器具や設備、太陽光発電設備の導入等を定めた、市有建築物省エネ指針に基づく「市有建築物省エネ仕様」という仕組みを導入してきました。「本計画」では、これらに加え、新たに、電気の供給契約、省エネ設備改修事業、建築の設計等に「環境配慮契約法に基づく契約制度（※2）」を導入することとします。そして、これら三つの仕組みを一体的に運用することで、市の事務・事業等を進めるに当たっての環境に関する優先度を高め、市自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、市に物品やサービス等を提供する事業者等の行動を環境に配慮したものに転換していくことを促します。

**【三つの仕組み】**

- ① 環境配慮契約法に基づく契約制度の導入
- ② 「広島市役所グリーン購入方針」に基づく環境物品等の調達の推進
- ③ 市有建築物省エネ指針に基づく「市有建築物省エネ仕様」の徹底

※1 「グリーン購入法」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の通称であり、同法は、環境負荷の低減に役立つ原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的に推進していくことを目的としています。

※2 「環境配慮契約法に基づく契約制度」とは、グリーン契約制度ともよばれ、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする制度です。

また、本市の都市機能を維持し、市民の暮らしや営みに欠かせない、廃棄物処理事業の「廃棄物の処理(焼却・埋立)に伴う排出」、下水道事業の「下水の処理に伴う排出」、水道事業の「水道水の供給に伴う排出」については、引き続き、省エネ効果の高い設備の計画的な導入や廃棄物発電の拡大等の資源・エネルギーの効率的利用に努めます。

なお、第5章第3節「削減目標達成に向けた取組の方向性」と市役所の取組方針との関係は、次のとおりです。

市域の取組の方向性	市役所の取組方針
環境にやさしい人と事業所づくり (価値観の変革)	・ 広島市環境マネジメントシステムの運用 ・ 「広島市役所グリーン購入方針」に基づく環境物品等の調達の推進
革新的技術の大規模な導入の促進 (行動の変革)	・ 市有建築物省エネ指針に基づく「市有建築物省エネ仕様」の徹底
低炭素なまちづくりの推進 (社会システムの変革)	・ 環境配慮契約法に基づく契約制度の導入
低炭素都市ネットワークづくりの推進 (相乗効果の推進)	(市域と同じ)

### 6 具体的な取組

本市は、次に掲げる取組を率先して実行します。

なお、目標達成に向けた、具体的な取組目標とその取組内容については、第7章第4節1「推進体制」で示す、本市独自の環境マネジメントシステムである「広島市環境マネジメントシステム」において、計画し、実行していきます。

#### 市の事務・事業に係る事務所等における取組

##### 【短期目標】

### 平成32年度(2020年度) 温室効果ガス排出量 9.1%削減

(平成25年度(2013年度)比)

#### 1 職員一人一人の取組の推進等

- ・ 職員の環境保全意識の向上を図り、電気、水道、都市ガス、燃料などエネルギー使用量の削減を図ります。この取組については、職場だけでなく、家庭でも実践するものとします。
- ・ 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、テレワーク\*の推進等、省エネに資する効率的な勤務体制の推進に努めます。

#### 2 環境物品等の調達への推進

広島市役所グリーン購入方針に基づく環境物品等の調達を推進します。

#### 3 環境に配慮した市有施設の建設・管理等

- ・ 市有施設の管理・運営に当たっては、環境配慮契約法に基づく契約を推進します。特に、電気の供給契約については、特別な支障がない限り、環境配慮契約法に基づく契約とします。
- ・ カーボン・マネジメント推進事業に基づく「設備運用マニュアル」(平成28年度策定中)に沿って、エネルギー効率の良い設備運用を図ります。
- ・ 省エネ効果が高いLED照明の導入が進んでいないことから、設置から法定耐用年数である15年を経過している直管型蛍光灯の約50%については、「リース方式によるLED照明導入ガイドライン」や「ESCO事業」を活用しながら、原則、短期目標の平成32年度(2020年度)までにLED照明への更新を行い、中期目標の平成42年度(2030年度)までには、特別な支障がない限り、市有施設等の照明をほぼ全てLED照明に更新します。
- ・ 施設のエネルギー使用量に占める割合の高い空調設備等の更新については、カーボン・マネジメント推進事業に位置付けられた設備更新を優先的に行うものとします。その他、法定耐用年数を経過している空調設備等については、「公共施設等総合管理計画(仮称)」との整合を図りつつ、各局・区等において、順次、計画的に更新を図るものとし、その際、限られた財源を有効に活用するため、ESCO事業の導入を積極的に図るものとします。

- ・ 建築物は一度建設すればその効果が将来にわたって継続することから、施設を新增築等する際は、「市有建築物省エネ仕様」に基づく建設を徹底します。
- ・ 例えば、ZEB等の普及初期段階にある技術・設備等であっても、省エネ効果が高い等、優れた環境技術と認められる場合は、率先して導入に努めます。その際は、環境配慮契約法に基づき、「建築物の環境配慮型プロポーザル方式」の導入を検討します。
- ・ その他、資源・エネルギーの効率的利用、公共施設の緑化の推進及び建設副産物の発生の抑制と効率的な処分・流用等を推進します。

#### 4 次世代自動車の導入と適正利用

- ・ 公用自転車や公用自動車の共同利用を推進することで、公用車の台数削減を図ります。
- ・ 公用車の更新に当たっては、特殊車両等を除き、燃費が良く、二酸化炭素排出量の少ない次世代自動車を計画的に導入することとし、短期目標の平成32年度（2020年度）までに50%以上、中期目標の平成42年度（2030年度）までに公用車のほぼ全てに導入することを目指します。
- ・ 運転をする際にはエコドライブを徹底し、公用車の使用燃料の削減を図るとともに、外出の際は公共交通や自転車の利用を推進します。

#### 5 人と自然にやさしいエネルギーの導入推進

エネルギーの地産地消と自立分散型電源を確保するため、太陽光発電や木質バイオマス発電等の導入を推進します。

#### 6 ごみの減量・リサイクルの推進

紙の使用量の削減等により、ごみの減量・リサイクルを推進します。

#### 7 環境に配慮したイベント等の開催

本市では、ひろしまライトアップ事業「ひろしまドリミネーション」において、使用する照明を全て省エネ効果の高いLED照明に切り替える等、環境に配慮したイベント等の開催に取り組んでおり、引き続き、こうした取組を推進します。

第7章 市役所の取組

図表 7-6 取組による削減見込量

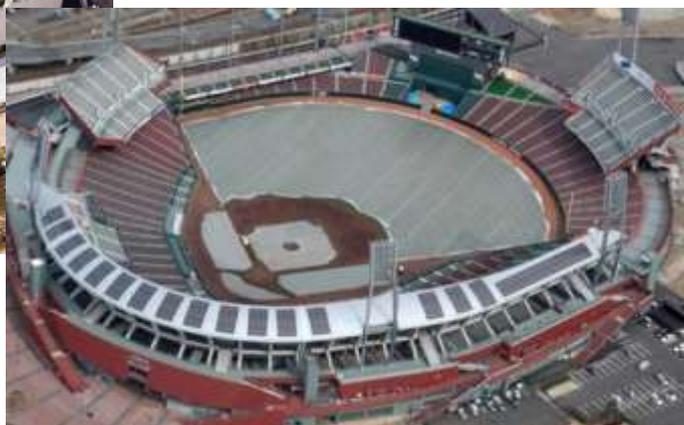
(単位:トン-CO2)

取組内容	削減見込量
○ 職員一人一人の取組の推進(1,350)	1,350
○ 環境物品等の購入・使用	—
○ 環境に配慮した市有施設の建設・管理等(16,170) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「環境配慮契約」に基づく電力契約の実施(8,770)</li> <li>・ 「リース方式によるLED照明導入ガイドライン」等の活用によるLED照明の導入(5,970)</li> <li>・ カーボン・マネジメント推進事業の実施(1,050)</li> <li>・ ESCO事業による設備更新の実施(380)</li> </ul>	16,170
○ 次世代自動車の導入と適正利用(650) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代自動車の導入(410)</li> <li>・ エコドライブの徹底(240)</li> </ul>	650
○ 人と自然にやさしいエネルギーの導入推進(530) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市有施設への太陽光発電や木質バイオマスボイラー等の導入(530)</li> </ul>	530
○ ごみの減量・リサイクルの推進	—
○ 環境に配慮したイベント等の開催	—
合 計	18,700

図表 7-7 市有施設における太陽光発電の取組事例



広島特別支援学校



広島市民球場

廃棄物の処理に係る事業

1 取組方針

廃棄物の処理に係る事業では、市域から排出されるごみを焼却処分する際に、多くの温室効果ガスを排出しています。

このため、平成26年度（2014年度）に策定した「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、市民及び事業者に対しては、広報・普及啓発・環境学習の充実などにより、ごみの減量やリサイクルの推進を図っています。

また、本市の清掃工場においては、廃棄物の焼却により生じる排熱を活用した廃棄物発電を実施しています。廃棄物発電による電気は、工場等で使用し、余剰分を電力会社に売電しています。廃棄物発電は、エネルギーの有効活用が図られるだけでなく、清掃工場における買電量を大幅に削減でき、かつ、バイオマス発電による電気を電力会社に売電することにより、市域に供給される電気の低炭素化にもつながることから、廃棄物発電の更なる高効率化に取り組みます。

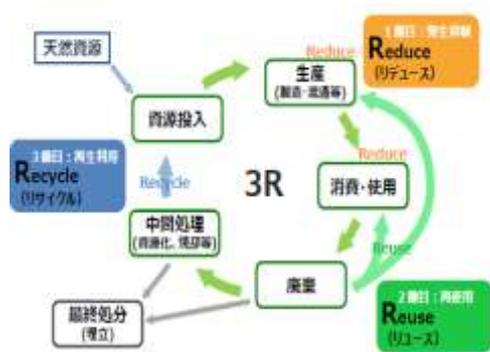
以上の取組方針に基づき、廃棄物処理に係る事業においては、市民・事業者・行政が相互に協力・連携しながら、資源の循環システムの構築や廃棄物の減量・リサイクル（3Rの取組）に積極的に取り組むことにより、持続可能な循環型社会の形成を推進します。

【短期目標】

平成32年度（2020年度） 温室効果ガス排出量 1.1%削減

（平成25年度（2013年度）比）

2 主な取組



図表 7-8 取組による削減見込量（単位:トン-CO2）

取組内容	削減見込量
○ ごみの減量やリサイクルの推進（6,000）	6,000
○ 廃棄物発電の更なる高効率化（11,200）	11,200
合計	17,200

下水の処理に係る事業

1 取組方針

下水の処理に係る事業は、生活及び事業排水の処理を始め、都市の浸水対策や公共用水域の水質保全など、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠な役割を担っています。

これらの役割を果たす上で、特に下水処理の過程で多くのエネルギーを必要とすることから、本市では、これまでも、下水処理施設の効率的な運転や、下水処理で発生する汚泥、バイオガス、処理水及び雨水の有効利用に取り組むとともに、西部水資源再生センターにおいて、し尿・浄化槽汚泥の混合処理や汚泥の焼却処分に替わる下水汚泥燃料化事業を開始するなど、省エネルギー化に取り組んできました。

今後は、平成27年度（2015年度）に策定した「広島市下水道事業中期経営プラン」（計画期間：H28～H31）に基づき、施設の改築更新や浸水対策、汚水処理施設及び合流式下水道の改善対策施設の整備を進めることとしており、供用施設や処理水量の増加に伴い、エネルギーの使用量が増えるため、高効率機器への更新や処理施設の統廃合など、下水処理の更なる効率化及び省エネルギー化を図ります。

このほか、平成30年度（2018年度）から西部水資源再生センターにおいて、下水処理の過程で発生する消化ガス（再生可能エネルギー）を活用した発電事業を導入するなど、「環境にやさしい下水道」の実現に向け、下水道資源の有効利用による創エネルギーと温室効果ガスの削減に取り組めます。

【短期目標】

平成32年度（2020年度） 温室効果ガス排出量 4.1%削減

（平成25年度（2013年度）比）

2 主な取組

図表 7-9 取組による削減見込量（単位：トン-CO2）



西部水資源再生センター消化ガス発電施設  
（イメージ図）

取組内容	削減見込量
○高効率機器への更新（1,560）	1,560
○処理施設配置の最適化（1,100）	1,100
○下水道資源の有効利用（4,670） ・消化ガス発電事業（4,670）	4,670
合 計	7,330

## 水道水の供給に係る事業

### 1 取組方針

水道水の供給に係る事業は、水道が市民の健康を守るために欠くことのできないものであり、また、その供給に必要な水源や水道施設等を適切に管理する責務を負うなどの重要な役割を担っています。

また、水道水の供給に当たっては、河川からの取水に始まり、浄水場での浄水処理、配水池への貯留などの各過程において大量の電気を使用することから、多くの温室効果ガスを排出しています。

このため、これまでも特に多くのエネルギーを使用している高陽取水場において、取水ポンプの制御方法の見直しによる効率的な運転の実施や戸坂取水場の取水ポンプの制御にインバータを導入するなど、電力使用量の削減に努めてきました。

今後も、平成21年度（2009年度）に策定した「広島市水道ビジョン」及び平成25年度（2013年度）に策定した「広島市水道事業中期経営計画」に基づき、水道施設（浄水場等）の更新・改良時において、引き続き高効率な設備機器を導入することにより、電気使用量の削減に取り組んでいきます。

また、将来の環境負荷低減の取組として、再生可能エネルギーの活用についても検討を行うなど「環境にやさしい水道」の推進に努めます。

### 【短期目標】

**平成32年度(2020年度) 温室効果ガス排出量 2.4%削減**

(平成25年度(2013年度)比)

### 2 主な取組



緑井浄水場 LED照明

図表 7-10 取組による削減見込量 (単位:トン-CO2)

取組内容	削減見込量
○ 高効率機器への更新 (180)	180
・ 取・浄水場のLED照明の更新 (162)	
・ 取水場の変圧設備機器の更新 (17)	
・ ポンプ所の空調設備機器の更新 (1)	

## 第7章 市役所の取組

### 7 取組による削減見込量

以上の部門ごとの取組を着実に実施することにより、目標達成が可能です。

図表 7-11 短期目標とその目標達成に必要な温室効果ガス排出量 (単位：トン-CO2)

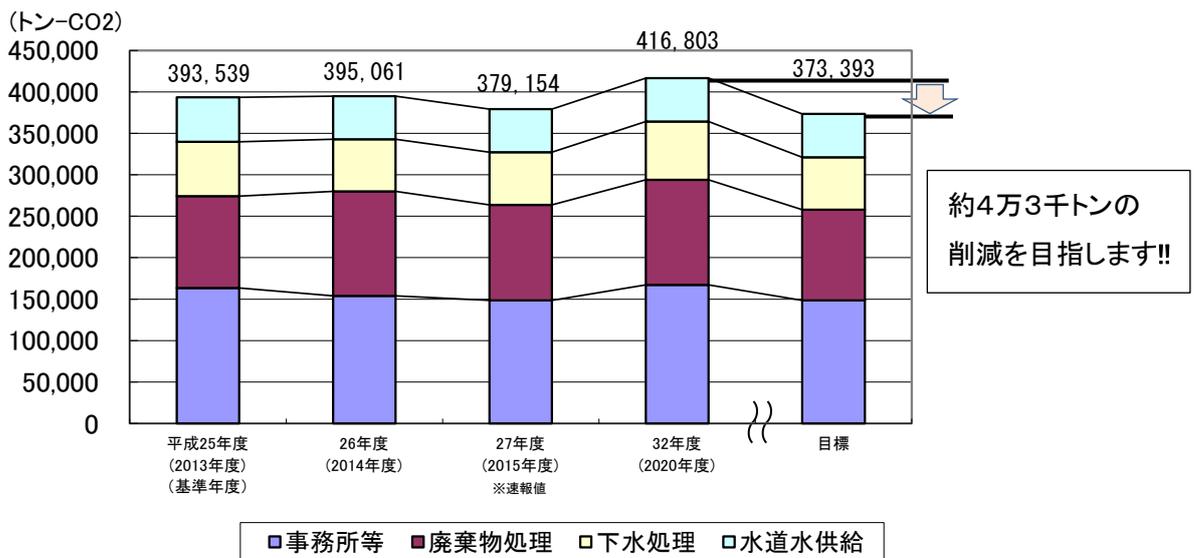
	平成25年度 (2013年度) 排出量	平成32年度 (2020年度)				
		将来推計値	削減見込量	削減後排出量	削減率	目標
事務所等	163,617	167,364	▲18,700	148,664	▲9.1%	▲9.1%
廃棄物処理 (注1)	110,655	126,655	▲17,200	109,455	▲1.1%	▲1.1%
下水処理 (注2)	65,668	70,301	▲7,330	62,971	▲4.1%	▲4.1%
水道水供給 (注3)	53,599	52,483	▲180	52,303	▲2.4%	▲2.4%
合計	393,539	416,803	▲43,410	373,393	▲5.1%	▲5.1%

(注1) 環境局の廃棄物関係部署の事務所等運営に係るものを含まず。

(注2) 環境局のし尿関係部署及び下水道局の庁舎・事務所等運営に係るものを含まず。

(注3) 水道局の庁舎・事務所等運営に係るものを含まず。

図表 7-12 温室効果ガス排出量の推移と短期目標年度の排出量の見込み



## 第2節 地球温暖化による気候変動の影響への適応（適応策）

### 1 趣旨

市役所における適応策については、第6章「地球温暖化による気候変動の影響への適応(適応策)」に位置付けた施策等を着実に進めていくため、本市関係部局が一体となって、本市自らの取組を進めるとともに、市民、事業者等の行う自主的な取組の促進を図ります。

### 2 取組方針等

具体的には、気候変動の影響に対する認識と理解の向上を図るため、研修等により、市職員に対する周知啓発を徹底していきます。加えて、本市が所有する道路、上下水道等のインフラ及びライフラインについては、行政の責務として、想定される災害に対し、市民生活や事業活動への影響を最小化あるいは回避するとともに、たとえ災害が起きても、適時的確な対応に努め、迅速な復旧・復興を目指します。

あわせて、不特定多数の人々が利用する公の施設等についても、今後は、適応の観点を加えて運営等に取り組みます。

また、このように本市が率先して取組を進めることにより、市民、事業者等の自主的な取組を促進します。

図表 7-13 本市の取組事例



大州雨水貯留池の内部

JR広島駅周辺地区約52haの浸水対策施設として、広島市民球場のグラウンド下に貯留容量1万5千立方メートルの雨水貯留地を整備しています。



水道施設の相互連絡管整備  
(バックアップ機能の強化)

第3節 市役所における取組の推進

本市は、自らが行う環境保全行動の取組を推進するため、平成16年（2004年）2月からISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用してきましたが、対象となる組織が限られていたこと等の課題があったことから、取組をより効果的・効率的なものとするため、ISO14001の更新を取り止め、本市独自の環境マネジメントシステムとして「広島市環境マネジメントシステム」（以下「システム」という。）を、図表 7-14のとおり、平成22年度（2010年度）に構築しました。

以後、市役所における取組については、このシステムにより、全庁的な体制の下で、推進しています。進行管理としては、各所属長のリーダーシップの下、年度当初に目標設定（=Plan）し、環境保全行動を実施（=Do）し、各局等における内部監査により評価（=Check）して、副市長をトップとする「環境マネジメントシステム推進会議」で総括し、市長に報告してシステムを見直す（=Action）という「PDCAサイクル」により行っています。

なお、毎年度の実施状況については、市のホームページで公表しています。

図表 7-14 組織体制とPDCAによる進行管理

